

(写)

龍ヶ崎市営住宅管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月18日

龍ヶ崎市長 中山 一生

龍ヶ崎市条例第34号

龍ヶ崎市営住宅管理条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市営住宅管理条例（平成9年龍ヶ崎市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第4条第5号中「住宅街区整備事業」の次に「、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）に基づく防災街区整備事業」を加える。

第5条第1項第1号に次のただし書を加える。

ただし、入居時に次の条件のいずれかに該当する者については、この限りでない。

ア 申込者が30歳未満であり、同居しようとする者が次に掲げる者のみであること。

(7) 30歳未満の配偶者

(i) 申込者の子

イ 申込者が6歳以下(子が複数ある場合は、第1子の年齢とする。)の子を扶養しており、同居しようとする者が次に掲げる者のみであること。

(7) 配偶者

(i) 申込者の子

第8条第4項中「心身障がい者」の次に「その他規則で定める者」を加え、「第2項及び前項」を「前2項」に、「割当」を「割当て」に改める。

第11条中「規則」を「公営住宅法施行規則第11条」に改める。

第12条中「第11条」を「第12条」に改める。

第13条に次の1項を加える。

- 4 市長は、市営住宅の入居者（介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である者、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者その他の公営住宅法施行規

則第8条で定める者に該当する者に限る。)が第1項に規定する収入の申告をすること及び法第34条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の毎月の家賃を、毎年度、令第2条で定めるところにより、法第34条の規定による書類の閲覧の請求その他の公営住宅法施行規則第9条で定める方法により把握した当該入居者の収入及び当該市営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

第14条第2項中「第8条」を「第7条」に改め、同条第3項中「申告」の次に「又は法第34条の規定による書類の閲覧の請求その他の公営住宅法施行規則第9条で定める方法により把握した入居者の収入」を加える。

第29条第1項中「第13条第1項」の次に「及び第4項」を加え、同条第2項中「第8条第2項」の次に「又は第3項」を加える。

第31条第1項中「及び」の次に「第4項並びに」を加える。

第34条第1項中「第13条第1項」の次に「若しくは第4項」を加える。

第37条中「第13条第1項」の次に「若しくは第4項」を加え、「第11条」を「第12条」に改める。

第38条中「第13条第1項」の次に「若しくは第4項」を加え、「第11条」を「第12条」に改める。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第12条及び第14条第2項の改正規定並びに第37条及び第38条の改正規定(「第11条」を「第12条」に改める部分に限る。)については、公布の日から施行する。